

令和 5 年 2 月 9 日

経済産業省産業技術環境局  
資源循環経済課長 田中 将吾  
環境省近畿地方環境事務所  
所 長 関根 達郎



特定有害廃棄物等の未承認輸出未遂について（嚴重注意）

貴社が関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の 2 の規定によりマレーシア向けに令和 4 年 2 月 24 日輸出申告した貨物を調べたところ、廃電子回路基板、銅線、金属類及び汚れた複数の材質を含む調製されていない廃プラスチックが含まれていることが判明した。

当該貨物を調べるとともにヒアリング調査等を実施し、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等に該当することが明らかとなった。

特定有害廃棄物等を輸出しようとする場合には、バーゼル法第 4 条第 1 項の規定のとおり、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 48 条第 3 項の規定により輸出の承認を受ける義務があるところ、今回の輸出について法令上の手続きが講じられていなかったことは誠に遺憾であり、嚴重に注意する。

また、今後、このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

- 1 再発防止策を策定し、策定された再発防止策及び当該貨物の処分方法を記載した顛末書を令和 5 年 2 月 22 日までに経済産業省及び環境省に提出すること。
- 2 国内へ引き取った貨物について国内で処分する場合は、環境上適正に処分し、処分完了した旨を後日報告すること。
- 3 今後、輸出を行う場合に当たっては、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握及び十分な品質管理の確保に努め、特定有害廃棄物等を所定の手続を経ることなく輸出することのないようにすること。